牛肉の産地表示

今年の2月にあさりの原産地表示が問題になったこと から原産地表示への関心が高まりました。話題になった 「長いところルール」は、あさりだけでなく牛や豚などの 畜産物にもあてはまります。

東海コープ ホームページに 「おいしくって、 安全なおはなし」の バックナンバーが あります。



では、お肉の産地表示は確かといえるので しょうか?今回は牛肉の原産地表示のルールを 紹介します。



●原産地は生まれたところ?

日本で生まれ、飼養された牛は当然国産ですが、図のように外国生まれの 牛でも、日本で飼養されている期間が一番長い場合は国産となります。

XE (12)

国内 (18)

X国 (10)

YE (8)

国内 (12)

※図は消費者庁「食品表示基準Q&A」より抜粋

●「法律上の産地」の考え方

食品表示法ではお肉の産地は「主たる飼養地」を 表示します。畜産は生きたまま移動し、複数の産地で 育てられる事がありますので、その場合飼養期間が 一番長い産地が「主たる飼養地」=原産地となります。 輸入品は原産国名を、国産品の場合は「国産」と 表示するか、都道府県名、市町村名、一般に知られて いる地名を表示することもできます。



●あさりのルールとの違い

牛肉(国産)の場合はあさりと違い、「牛の個体 識別のための情報の管理及び伝達に関する特別 措置法 | (牛トレーサビリティ法)で定められた個体 識別番号が表示されています。この番号を家畜改良 センターのホームページで調べることにより、生の 情報*が確認できます。

※個体識別番号により、その牛がいつ・どこで生まれ、育てられ、 食肉処理されたかや、品種などが確認できます。





2022年 8月4週

(34号)